

# 新ひだか町強靱化計画（素案）に対する意見募集結果

令和2年2月

新 ひ だ か 町

## 1. 実施概要

「新ひだか町強靱化計画（素案）」に対して、新ひだか町町民意見等の聴取手続に関する要綱に基づき、町民の皆様からご意見を募集したところ、14件（1人）の貴重なご意見をいただきました。

以下、お寄せいただいたご意見と、そのご意見に対する町の考え方を公表いたします。

### （1）意見募集期間

令和2年1月29日（水）～令和2年2月12日（水）

### （2）意見提出方法

新ひだか町役場への郵送、FAX、持参、電子メール

### （3）資料の入手・閲覧方法

- ・ 新ひだか町公式ホームページ
- ・ 新ひだか町役場静内庁舎2階 総務課窓口
- ・ 新ひだか町役場三石庁舎1階 地域振興課窓口

### （4）意見募集の周知方法

- ・ 新ひだか町公式ホームページ
- ・ 広報新ひだか2月号への掲載

## 新ひだか町強靱化計画（素案）に対する意見募集結果

御 意 見	町の考え方
<p>1. 住民への情報伝達体制は無線等だけでなく、人員による伝達が求められる。また、観光客や外国人に対する伝達方法が見えない。</p> <p>2. 家庭において3日分の備蓄は、経済的にも保管するにも厳しい。</p>	<p>1. 災害時には、町としてできる限りの手段を用い、住民への情報伝達に努めますが、自治会などにおける自主防災組織の組織率向上を図り、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の取り組みにより、地域住民による情報伝達も必要と考え、本年度よりデジタル防災行政無線の整備を行うこととし、各自治会に対して戸別受信機の貸与を予定しております。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、観光客等に対する災害時の情報伝達につきましては、防災行政無線をはじめ、緊急速報メールなどにより、情報を伝達する必要があると考えます。</p> <p>2. 大規模災害発生後は道路の寸断など避難が困難な状況や、支援が遅れる場合が想定されるため、町におきましては一定程度のアルファ米や飲料水などを、新ひだか町防災備蓄計画に基づき備蓄しておりますが、町民全員分の備蓄はしておりません。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、災害時には、災害協定に基づき食料品等の確保を行うものの、各家庭での災害に対する認識を深めるとともに、自分の身は自分で守る「自助」の取り組みにより、各家庭において最低3日分の食料や水などの備蓄が必要と考えます。</p>

## 新ひだか町強靱化計画（素案）に対する意見募集結果

御 意 見	町の考え方
<p>3. 自衛隊の派遣・救助は市町村の判断でも要請できる仕組みが必要。</p>	<p>3. 自衛隊の災害派遣要請につきましては、市町村が都道府県知事に対し災害派遣要請を行い、当該都道府県知事が防衛大臣に要請し、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に、自衛隊の派遣がなされますが、これは自衛隊法の規定に基づくものとなっているため、市町村の判断で派遣を受けることはできないものとなっています。また、緊急的な要請の必要がある場合のため、自衛隊との事前の情報共有を図りながら対応して行きたい。</p>
<p>4. 被災地の医療・福祉対策。停電になれば電子カルテが使えない場合もある。停電の場合の公共施設だけでなく、民間の施設等への支援も必要。</p>	<p>4. 公共施設及び個別の施設等における停電対策においては、発電機の整備など各施設等における実情に応じ、基本的にはそれぞれが停電の備えとして、事前の対策を講じる事が必要であると考えます。また、あくまでも必要に応じてとなりますが、導入予定の移動電源車による対応も検討してまいります。</p>
<p>5. 災害時の避難行動要支援者名簿が必要。個人情報だから伝えないではなく、災害用名簿は必要。</p>	<p>5. 新ひだか町避難行動要支援者避難支援プランに基づき、平常時からの要支援者名簿の作成・更新を行い、災害時においては関係部署による名簿の適切な管理と活用が必要と考えます。</p>

## 新ひだか町強靱化計画（素案）に対する意見募集結果

御 意 見	町の考え方
<p>6. 災害時の石油燃料は民間施設も必要。冬期間であれば民間の施設の灯油確保も優先される仕組みが必要。</p> <p>7. 災害時の食料の安定供給を求めるのであれば、安心して農業に取り組める施策が不可欠。8割の農家に後継者がいないようでは災害対応もむり。ある程度の食糧生産が地元で生産される必要がある。高付加価値のブランド品の生産では駄目。農地さえ守れない。</p> <p>8. 何をやるにも金がかかる。施策推進のための財源措置の担保がないのが一番の問題。</p>	<p>6. 災害時における石油燃料の供給確保につきましては、災害協定に基づき、緊急車両や災害対策上重要な施設、避難所、医療機関、社会福祉施設等への優先供給が必要と考えます。</p> <p>7. 国内の食料自給率は37%（カロリーベース）であり、既に国民の食生活を国産農畜産物で賅えない現状にあり、当町においても米や肉用牛等の農業作目が行われているものの、この食料生産が町民の食生活を賅えることができないのが実態です。</p> <p style="padding-left: 2em;">しかしながら、災害時にも持続可能な食料供給が可能となる生産基盤の整備・充実を図り、災害に強い農業づくりを進めていくことが必要と考えます。</p> <p>8. 本計画は、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対するリスク回避のための、平常時から町が取り組む施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものでありますが、施策推進にあたっての財源措置が担保されているものではありません。</p> <p style="padding-left: 2em;">しかしながら、本計画を策定した市町村へは、強靱化計画に基づく対象事業に対し、国の国土強靱化予算の重点配分や優先採択</p>

新ひだか町強靱化計画（素案）に対する意見募集結果

御 意 見	町の考え方
<p>9. 大規模な災害の場合は、2～3000人の避難場所が必要、新ひだか町には大規模な避難場所がない。</p> <p>10. 異常気象等による市街地等の浸水対策が乏しい。今後は経験したことの無い豪雨や集中豪雨もあろう。特に市街地を流れる古川の管理は、北海道とも協議し改善すべきである。現状のポンプアップ排水ではもたん。</p> <p>11. 北海道管理河川の管理が求められる。</p>	<p>がなされることとされておりますので、これにより町の各種事業における財源の確保並びに効率的・安定的な事業の執行が図られるものと考えます。</p> <p>9. 災害時における避難場所におきましては、切迫した災害の危険から一時的に逃れるため、洪水や津波などの災害の種類ごとに指定しています「指定緊急避難場所」が99箇所と、災害により自宅に住めなくなってしまった場合に、一定期間避難生活をおくる場所として「指定避難所」を19箇所指定しています。災害時には、これらの施設から災害の規模や種類に応じて、適切な避難場所を開設することとしています。</p> <p>10. 古川などの二級河川におきましては、北海道の基本方針「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」などに基づき、効率的かつ効果的な維持管理が計画的に実施されるよう、関係機関に引き続き要望することとしています。</p> <p>11. 「10.」の考え方に同じ。</p>

## 新ひだか町強靱化計画（素案）に対する意見募集結果

御 意 見	町の考え方
<p>1 2. 自治会組織による防災組織も53%と低いし、実際に機能する状況にない。「誰が何をどうして誰を助けるか」が求められる。</p> <p>1 3. 高齢者が安心して地域に住む仕組みにはなっていないし、その基盤となる福祉・介護人材の確保と育成はなっていない。</p>	<p>1 2. これまでの各地における災害の経験から、災害の規模が大きいほど、消防や警察、行政などの「公助」による応急活動には限界があり、このことにより、自らの身は自ら守る「自助」と自分たちの地域は自分たちで守る「共助」が重要であると認識されています。</p> <p style="padding-left: 2em;">当町における自主防災組織の組織率は、北海道平均の60%に届いていないのが現状であります。引き続き共助の要であります自主防災組織の組織率向上及び自主防災組織等による防災講話や避難訓練を通じ、災害発生時の的確な判断・行動ができるよう、平常時からの啓発活動に取り組み、地域の防災力向上を図ることとしています。</p> <p>1 3. 被災地における医療・福祉機能等の麻痺を回避するため、本計画においては、平常時から地域ぐるみで高齢者を見守る環境づくりに努めるとともに、地域包括ケアシステムを支える質の高い介護保険サービスや保健福祉サービスを確保していくため、その基盤となる福祉・介護人材の確保と育成に努めることとしています。</p>

## 新ひだか町強靱化計画（素案）に対する意見募集結果

御 意 見	町の考え方
<p>14. 障がい者の施策が一番遅れてるが、障がい者の就労の道を確保すべし。</p>	<p>14. 被災地における医療・福祉機能等の麻痺を回避するため、本計画においては障がい者自立支援のため、地域生活移行や地域生活の継続、就労支援といった課題に対して地域生活支援の拠点を整備し、サービス提供体制の強化、地域全体で支えるシステムの実現に向けて、関係機関と協議、連携をしながら取り組むこととしています。</p>